（占用申請者→国土交通省）

年　　月 　　日

国土交通省兵庫国道事務所

維持出張所長　殿

神戸市水道局

水道管理事務所長

掘削作業に関する指示事項報告書

* 事業（工事名）：
* 掘削場所：
* 発注者：
* 請負者：

下記事項について、　　　　年　　月　　日、請負者に指示したので報告します。

記

１．掘削作業は監督職員及び占用管理者より、説明指示を受けた後、指示された場所に限り、慎重に掘削を行うこと。掘削機械を使用する場合は、地下埋設物の有無を確認のうえ施工すること。

なお、アスファルトカッター及びコンクリートカッターを利用して舗装を切断する場合は、事前にハンドブレーカーで慎重に既設舗装厚、地下埋設物を確認のうえ施工すること。

２．掘削中に指示、説明を受けた以外の地下埋設物を発見した場合、指示、説明をうけた地下埋設物の位置、深度に明らかな食い違いがある場合、また、異臭、異常湧水その他の異変を感知した場合は、掘削作業を中断し監督職員の指示を受けること。

３．その他（その他、案件毎に特別に指示した事項について記載する。）

以上

（申請依頼者→占用申請者）

年　　月　　日

神戸市水道局

水道管理事務所長　様

 〇〇〇〇　〇〇〇〇

〇〇　〇〇

掘削作業に関する誓約書

神戸市　　区　　町　丁目　－　における給水管　　工事に伴う掘削作業に関して、下記のとおり誓約書を提出します。

記

１．掘削作業は監督職員及び占用管理者より、説明指示を受けた後、指示された場所に限り、慎重に掘削を行います。掘削機械を使用する場合は、地下埋設物の有無を確認のうえ施工します。

なお、アスファルトカッター及びコンクリートカッターを利用して舗装を切断する場合は、事前にハンドブレーカーで慎重に既設舗装厚、地下埋設物を確認のうえ施工します。

２．掘削中に指示、説明を受けた以外の地下埋設物を発見した場合、指示、説明をうけた地下埋設物の位置、深度に明らかな食い違いがある場合、また、異臭、異常湧水その他の異変を感知した場合は、掘削作業を中断し監督職員の指示に従います。

３．その他（その他、案件毎に特別に指示した事項について記載する。）

以上